11）本工事は、交替制による月単位の週休２日の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。なお、当初より交替制による月単位の週休２日（４週８休以上（休日率28.5％））の達成を前提として各経費の補正を行い予定価格に反映させている。
12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
14）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
16）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
17）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。
18）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
19）本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。
20）本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とＰＲに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　次の１）から16）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年６月25日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「Ｒ６　249号輪島地区道路復旧その９工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域ＪＶ」という。）、又は次の１）から16）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者までとする。（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については求めない。
４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
５）地域ＪＶ（登録申請中含む。）にあっては、構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。
６）平成21年度以降に元請として完成した工事で、下記ａ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。経常ＪＶ又は地域ＪＶにあっては構成員のうち１者が下記ａ）の施工実績を有していること。

元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ａ）躯体高さが３ｍ以上の現場打ち擁壁工の施工実績を有すること。
７）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
８）同一の企業が、単体、経常ＪＶ又は地域ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。
９）次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

ａ）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ｂ）単体、経常ＪＶ又は地域ＪＶにあっては構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、平成21年度以降に、元請として完成した上記６）ａ）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。）。

元請として完成した上記６）ａ）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ｃ）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ｄ）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
10）地域ＪＶにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記６）ａ）の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。
11）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
12）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
13）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。